

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW : 中国における時効制度

中国では、取引契約にかかわる債権に関する通常の時効期間は、その弁済期限から 2 年と法定されており、その期間が比較的短期に定められています。他方で、時効中断事由は、特に要式や付加的条件等がなくその発生が比較的容易に認められています。債権にかかわる時効制度は、大きく訴訟時効なのか、消滅時効なのか？時効の効力が及ぶ範囲はどの範囲なのか？といった学問的な議論が日本と同様に、中国でもあります。今回は、中国の時効制度の概要について、紹介し、これを検討します。

Q: 当社は、蘇州市に設立された日系の独資会社で、小型の工作機械を製造・販売しています。従前は、日本向けの製品のみを製造していましたが、現在は、低価格帯の中国市場向け製品を製造・販売しています。中国市場向け製品の販売は好調で、中国各地の代理店、小売店から多くの引合いがあるのですが、与信管理を十分に行うことができず、一定数量以下の取引先については、毎月いくつかの取引先について代金の未払いが生じてしまっています。当社の営業担当者が代金の未払顧客の管理を行い、適時に電話等で連絡し、代金支払いを督促しているのですが、未払顧客の1社から、「支払期限が既に2年を経過し、貴社の債権は消滅した。」として代金支払を完全に拒絶する通知を受領しました。確かに、代金弁済期限から2年を経過しているのですが、債権額が小額で、裁判所で訴訟をすることは躊躇されますし、営業担当者は、電話だけでなく、過去、会社を訪問して督促し、また、電子メールでも督促しています。このような状況で、弁済期限から2年を経過すると、中国では、債権が時効で消滅してしまうのでしょうか？

A: 中国の債権に関する時効は、いわゆる訴訟時効であり、かつ、一般訴訟時効は2年という比較的短期の期間が法定されています。上記のような制度の下、時効の中断事由も、要式や付加的条件等なく、権利者の権利主張（一方当事者の請求の提出）、義務者の承諾といった比較的簡易な事由でこれを認めています。本件では、顧客の債務弁済期限から2年を経過し、当該顧客より訴訟時効期間満了による弁済拒絶の主張がなされているようです。こうした状況においては、まず、これまでの過程で、立証可能な程度の債権者の弁済督促がなされていないか？債務者による債務承諾がなされていないか？といった事実及び証拠を十分に整理、検証し、上記の時効中断事由の存在の有無を確認することが肝要です。

また、後述するように、中国の訴訟時効は、裁判等の過程で援用されて初めて法的効果を得る訴権又は請求権消滅の抗弁であり、実体権は残っていますので、裁判外で債務の弁済を受ければ当該弁済は法的に有効であり、また、当該弁済行為自体が時効中断事由となり、又は時効期間満了後の時効利益の放棄事実と判断される可能性があります。本件でも、顧客に対してなんとか一部債務でも弁済するよう説得し、これを受ける努力を継続することも実務的には重要であると考えます。

中国での時効管理については、各面で種々考慮すべき事項がありますが、事前に、債務者と時効利益の放棄を合意したり、時効期間の延長を合意したりしても当該合意は有効となりませんので、やはり、時効中断制度を積極的に活用し、時効中断事由の発生について事後に立証可能な程度に証拠をそろえ、対応することが重要だと思えます。

以下、中国の時効制度について、主要な留意点について検討します。

1 訴訟時効と消滅時効

日本においては、債権の時効は、実体権を消滅させるいわゆる消滅時効とされているのに対して、中国では、民法通則第 135 条が「人民法院に対する民事権利の保護の請求に係る訴訟時効期間は 2 年とし、法律に別段の定めがある場合を除く。」と規定し、いわゆる出訴期限にかかわる訴訟時効として定められています。上記の両者の時効制度については、各法領域において異なる時効規定、解釈・運用がなされており、上記の時効制度の別により直ちに法的相違が生ずるということではありません。主要な争点についていえば、日本のように債権の実体権自体が消滅するという考え方からは、時効完成後は当該実体権を抗弁として主張するともできないと考えることに親和性があるのに対し、訴訟時効の場合には訴権又は請求権が消滅するだけで実体権は有効に存続しますので時効完成後も当該実体権を抗弁として主張することは妨げられないと考えることに親和性があります。

しかし、上記の争点についても、時効制度の両者の別から当然に帰結されるものではないので、実務的には、上記の時効制度の別を念頭に置きつつ、個別の法領域において時効制度がどのように定められ、解釈・運用されているのかを検討、理解することが肝要です。

2 中国における時効期間

前記のように、債権に係る一般的な訴訟時効は、民法通則第 135 条により 2 年とされていますが、法律に別段の定めをしてこれと異なる時効期間を定めることができるとされています。主要な債権についての時効期間について、紹介すると、次表のとおりです。

債権の類別	時効期間	適用法規
身体傷害賠償請求権、品質不合格商品の未表明の販売に係る債権、賃料債権、寄託物の消滅・棄損に係る債権	1 年	民法通則第 136 条
最長期時効期間	権利侵害日から 20 年	民法通則第 137 条
国際貨物売買契約及び技術輸出入契約に係る債権	権利侵害を知り、又は知るべき日から 4 年	契約法第 129 条
環境汚染損害賠償債権	汚染損害を知り、又は知るべき日から 3 年	環境保護法第 42 条
海上貨物運送に係る運送人に対する賠償請求権	運送人が貨物を引き渡し、又は引き渡すべき日から 1 年	海商法第 257 条第 1 項
競売目的物の未表明の瑕疵に係る損害賠償債権	権利侵害を知り、又は知るべき日から 1 年	競売法第 61 条第 3 項

3 時効の援用

中国の時効の援用については、従前は、当事者による訴訟上の時効抗弁の援用を要しない、即ち、裁判官がその職権に基づき時効期間の満了を積極的に提出してこれを基礎に判決をすることができるという解釈もありましたが、「最高人民法院の民事事件の審理に訴訟時効制度を適用することに係る若干の問題に関する規定」（法釈〔2008〕11 号。以下「時効問題規定」といいます。）第 3 条は、当事者が訴訟時効の抗弁を提出しない場合に、人民法院が訴訟時効の問題に対して解釈をしたり、積極的に訴訟時効の規定を適用して裁判をしたりしてはならないことを明記し、債務者の時効の援用は、訴訟上において債務者が抗弁として援用することが必要であることを明確にしました。

4 時効の中断

時効の中断とは、一定の事由が生じた場合に、既に経過した時効期間が法的に無意味となり、当該事由が生じた時から再び新たに時効期間が進行を開始することをいいます。中国においても、民法通則第 140 条が時効の中断事由を定めています。即ち、①訴えの提起、②権利者の権利主張（一方当事者の請求の提出）、③義務者の承諾の 3 つの事由を法定しています。上記の権利者の権利主張という時効中断事由については、一定の要式（書面によること等）や、事後の裁判上の請求を条件としていませんので、当該権利主張（即ち、債権者がその権利を主張し、債務の履行を請求すること）を義務者に対して行い（代理人等に対して行うことを含みます。）、当該主張（意思表示）が義務者に到達することをもって時効の中断事由が生じます。また、義務者の承諾も、要式を問いませんし、また、承諾の内容も、債務の自認のほか、分割履行、一部履行、担保提供、履行延期の要請、債務弁済計画の

提出、遅延損害金の支払等、義務者がその義務を自認する行為を広く含むと解されています（時効問題規定第 16 条等）。

ただし、実際の裁判等では、上記のような時効中断事由の存在をその利益を援用する当事者、通常は、債権者がこれを主張・立証する必要があります。実体法上、要式や附帯の条件がないとしても、時効中断事由が生じたことを判断するに合理的な程度の立証を行う必要があります、この点から、時効問題規定第 10 条は、権利者の権利主張について、次のような訴訟上の認定基準を定めています。

- ① 義務者に権利主張文書を直接渡した場合：相手方の文書上の署名、押印又はこれがない場合には
その他方法で当該文書が相手方に到達したことを証明すること。なお、相手方が法人その他の組織である場合には、署名受領者は、法定代表者である場合のほか、主要な責任者、信書受発信責任部門又は授權を受けた主体であってもよい。
- ② 義務者に信書を送付し、又は電文方法で権利を主張した場合：信書及びデータ電文が相手方に到達し、又は到達すべきこと。

上記は、権利者の権利主張という時効中断事由の絶対的認定基準を定めるものではないので、実際の訴訟において上記の義務者に対する権利主張及び当該主張の義務者への到達の立証がなしえれば足りるのですが、上記の基準は、実務上は参考となります。

5 時効利益の放棄の有効性

前記のように、中国の債権の時効は、訴訟時効であり、時効の対象となる権利の範囲は、訴権又は請求権であり、実体権自体が消滅するものではありません。従って、時効期間満了後に、債務者が債務を弁済したとしても、当該行為は、実体権に基づく債務を弁済する行為として弁済は有効ですし、当該弁済について事後的に訴えを提起する等して、時効の抗弁を援用し、又は債権者が受領した弁済金を不当な利得として返還を請求することはできません（民法通則第 138 条等）。また、債務者が時効期間満了後に時効の利益を放棄することができるかについては、訴訟時効制度が基本的に債務者に債務履行を拒絶する抗弁権を与えるという債務者の財産上の利益にかかわる制度であること、時効中断事由として義務者の承諾や、時効抗弁の訴訟上の援用の条件等に現れる時効制度における意思主義の観点から、中国でも日本と同様に、時効期間満了後の債務者による時効利益の放棄は法的に有効な行為とされています。この点、時効問題規定第 22 条は、債務者の義務の履行に同意する意思表示をした場合、自ら義務を履行した場合に、事後訴訟時効期間の満了を理由として抗弁をしてもこれを認めないことを定めています。上記規定に定められる債務者の行為以外でも、債務者が時効期間満了後にその時効利益を放棄したと認められる行為があれば、債務者は時効を援用することが認められません。更に、時効期間満了前に、時効利益の放棄や、時効期間の延長等を契約当事者が合意することが認められるでしょうか？この点、時効問題規定第 2 条は、「当事者が法律の規定に違反し、訴訟時効期間の延長若しくは短縮を約定し、又は訴訟時効の利益をあらかじめ放棄した場合には、人民法院は、これを承認しない。」と規定し、上記の合意の有効性を否定的に解しており、その法的有効性は認められないと考えます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 封 震

CHINA WEEKLY

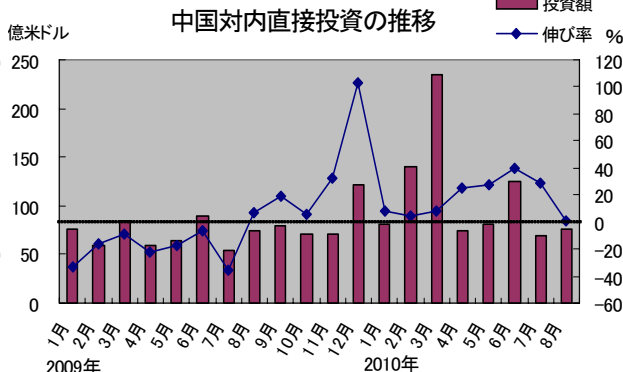
WEEKLY DIGEST

【産業】

◆**発改委「廃棄電器電子製品処理リスト」第一弾に5製品**: 国家発展改革委員会(発改委)、環境保護部、工業情報化部は9月8日、連名で「廃棄電器電子製品処理リスト」(以下「リスト」)を発表した。昨年2月に公布された「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」(以下「条例」)の施行にあたり、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5種類が第一弾の回収対象製品となった。発改委は、これらの製品について、廃棄量が多く、環境や人体に害を及ぼす要因となっている一方、回収コストが高く、処理が難しいといった現状を考慮して選定したとしている。今後、この5製品は「条例」の定めに従い、①回収・処理計画の制定、②メーカーや処理業者らが拠出する専用基金の設立、補助金の給付、③回収・処理業務の許可制、等の規定が適用されることとなる。「条例」、「リスト」は共に2011年1月1日より施行予定。※対象となる電器電子製品のリストはこちらの発改委ホームページをご覧ください。<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfb/gg/2010gg/W020100915526328677955.pdf>

【貿易・投資】

◆**対内直接投資 13ヶ月連続増**: 商務部の先週の発表によると、8月の域外から中国への直接投資額(実行ベース)が前年同期比+1.4%の76億米ドルと、13ヶ月連続の増加となった。また、本年1-8月の累計では同+18.3%の659.6億米ドルとなっている。1-8月の対内直接投資を投資先地域別で見ると、西部地区への投資が加速しており、投資額は46.2億米ドルで全国に占める割合は7.0%と未だ低いものの、前年同期比で+30.9%もの伸びを見せている。投資先業種別で見ると、サービス業が引き続き増加しており、投資額は前年同期比+36.8%の297.4億米ドル、8月単月のサービス業新規設立企業数は同+25.5%の1,163社となっている。投資元の国・地域としては、香港が投資額406.8億米ドルで1位、以下台湾(46.7億米ドル)、シンガポール(35.6億米ドル)と続き、日本は27.0億米ドルで4位となっている。



◆**中台ECFA 9月12日に正式発効**: 中台間のFTA(自由貿易協定)に相当するECFA(「兩岸経済協力枠組協定」)が、中台双方の関連法定手続きを経て、9月12日に正式に発効した。来年1月から早期関税引き下げ措置(アーリーハーベスト)が実施され、中国側539品目、台湾267品目の製品を対象に、2年間に亘り段階的にゼロ関税にまで引き下げられる。これに向け、中台双方は原産地暫定ルールの制定を年内に完成する見通し。また、同協定が発効して6ヶ月以内に、残る品目の関税引き下げ、サービス貿易、投資保護、紛争解決の4分野における個別協議も開始する予定。

【金融・為替】

◆**台湾4銀行の中国本土での支店開設認可**: 中国銀行業監督管理委員会(銀监会)は9月16日、台湾の4銀行の中国本土での支店開設を認可した。台湾の銀行による中国本土における初の支店開設となる。認可を受けた銀行は、台湾土地銀行の上海支店、第一商業銀行の上海支店、合作金庫銀行の蘇州支店、彰化銀行の昆山支店で、いずれも資産規模で台湾の上位10行に入る。今回の支店認可は、昨年4月と11月に中台間で締結された金融分野での協力文書に基づくもので、相互の金融市場の開放実現の第一歩となった。また、中国本土の中国銀行、交通銀行、招商銀行の3行も台湾での駐在員事務所開設について銀监会の承認を取得し、うち2行は既に台湾側に申請しており、台湾行政院金融監督管理委員会(金管会)の審査・認可待ちの状況となっている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD	EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close		Close	前日比			
2010.9.13	6.7590	6.7568~6.7675	6.7618	-0.0074	8.0508	-0.0259	0.8705	-0.0009	2.4000	2816.52	26.32
2010.9.14	6.7475	6.7435~6.7550	6.7463	-0.0155	8.1045	0.0537	0.8689	-0.0016	2.3670	2816.75	0.23
2010.9.15	6.7337	6.7330~6.7441	6.7422	-0.0041	7.8890	-0.2155	0.8682	-0.0007	2.0000	2778.91	-37.84
2010.9.16	6.7285	6.7242~6.7435	6.7248	-0.0174	7.8532	-0.0358	0.8659	-0.0023	2.5300	2726.50	-52.41
2010.9.17	6.7280	6.7235~6.7322	6.7235	-0.0013	7.8374	-0.0158	0.8663	0.0004	1.9900	2722.57	-3.93

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.7590で寄り付き後、連日、中国人民銀行公表の人民元対米ドル基準値、日中取引ともに、2005年7月の管理変動相場制以降の最高値を更新し、今週21日には6.6987まで上昇している。中国当局の人民元高誘導姿勢が鮮明となった背景には、中国の為替政策への批判が米議会で高まっており、政治問題化を回避する狙いがあるものとみられる。加えて、出揃った8月分の経済指標では、概ね景気回復傾向も確認された上、消費者物価指数の上昇率も前年比でみてプラス3.5%まで上昇しているといった中国自身の事情もあると思われる。ただ、ガイトナー米財務長官は議会証言で依然として人民元の上昇ペースは遅すぎるとし、11月に韓国ソウルで開催されるG20首脳会議で中国の為替政策について協議する見通しであることを述べている。当面は、10月に米財務省から提出される為替報告書で、中国を為替操作国に認定するとの観測が高まっていることや11月のG20首脳会議、米国の中間選挙を控え、中国も国際的な情勢にやや配慮する可能性がある上、中国国内の経済情勢に鑑みても、人民元相場のじり高が予想される。(9月22日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませう。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。